

公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則

2018年9月27日

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日文科科学大臣決定）に基づき、一般財団法人地球・人間環境フォーラム（以下「本フォーラム」という）における研究費の運営、管理及び監査（以下「運営等」という）の実施体制について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「配分機関」とは、研究費を配分する文部科学省その他の公的機関をいう。
- 2 この規則において「研究費」とは、配分機関から配分される競争的資金等を中心とした公募型の研究費をいう。
 - 3 この規則において「研究代表者」とは、本フォーラムに所属する職員で配分機関から研究費の配分を受ける者をいう。
 - 4 この規則において「研究分担者」とは、本フォーラムに所属する職員で研究費の分担金の配分を受ける者をいう。
 - 5 この規則において「研究者」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。
 - 6 この規則において「使用ルール等」とは、研究費の使用に係る法令、配分機関が定める使用ルール及び本フォーラムの諸規則等をいう。
 - 7 この規則において「不正行為」とは、使用ルール等に反する行為をいう。

第2章 研究費の運営等の実施体制

(研究費の管理)

第3条 本フォーラムの定款に定める事務局は研究者に代わり、以下の研究費の管理を行う。

- (1) 研究代表者に配分された研究費
- (2) 研究分担者に配分された研究費

(責任体系の明確化)

第4条 本フォーラムに、研究費の運営等及びその実施体制に係る責任者として、以下の者を置く。

- (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) コンプライアンス推進副責任者
- 2 研究推進ユニットは、最高管理責任者の指示の下に、不正防止計画推進部署として、不正行為を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）に基づいて、本フォーラム全体の具体的な対策の企画、実施及び結果の検証を行う。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、理事長とする。

- 2 最高管理責任者は、研究費の運営等について本フォーラム全体を統括し、その最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、専務理事とする。

- 2 統括管理責任者は、研究費の運営等について本フォーラム全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、研究推進ユニット・マネージャーとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下に、統括する研究推進ユニット、本フォーラムの定款に定める事務局その他の本フォーラムの組織における研究費の運営等について実質的な責任と権限を持つ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究推進ユニット等において、コンプライアンス推進副責任者を委嘱することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者が委嘱する者とする。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(研究費に係る事務処理体制)

第9条 本フォーラムの定款に定める事務局は、第3条の規定により、研究者に代わり、研究費の執行に係る事務手続をとる。この場合、当該事務手続は研究者の申請に基づくものとする。

- 2 研究費の執行に係る事務処理体制は、以下のとおりとする。
 - (1) 行依頼書の受付、執行内容確認及び執行手続は、事務局が行う。
 - (2) 物品等の発注、契約、納品検は、事務局が行う。
 - (3) 支払証憑の確認及び支払事務は、事務局が行う。
 - (4) 資料の備品登録は、研究推進ユニットが行う。

(研究費の執行等に関する相談窓口)

第10条 使用ルール等及び研究費の執行に係る事務手続に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

- 2 相談窓口は、専務理事とする。

(研究費の使用)

第11条 研究費の使用は、使用ルール等に基づいて行う。

本フォーラムにおける研究費の執行に関する手続については、当フォーラムの公的研究費の

使用に関する内規による。

(使用ルール等の明確化、周知等)

第 12 条 統括管理責任者は、本フォーラムの諸規則の明確化及び統一化を図るとともに、補完資料を整備し、使用ルール等を研究者、事務職員その他研究費の管理に係る業務に従事する者（以下「事務職員等」という。）に周知する。

(使用ルール等の遵守)

第 13 条 研究者及び事務職員等は、使用ルール等を遵守しなければならない。

- 2 研究者及び事務職員等は、研究費の交付を配分機関に申請するに当たって、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(研究者及び事務職員等の意識の向上)

第 14 条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員等の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等を定期的に開催する。

- 2 研究者及び事務職員等は、研究費の交付を配分機関に申請するに当たって、前項の説明会、研修等に参加し、研究費の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。

(研究費の適正な執行の確保)

第 15 条 事務局は、研究費が研究計画に基づいて適正に執行されるよう、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて、改善策を講じ、及び当該研究費に係る研究者に対して指示をする。

(個別モニタリング等の監査活動)

第 16 条 研究推進ユニットは、不正行為が発生しやすい要因に着目した個別モニタリング等の監査活動の実施を通じて点検及び検証に努める。

- 2 研究推進ユニットは、前項の監査活動を行うに当たっては、専務理事と連携する。

(不正要因の把握及び不正防止計画の策定)

第 17 条 研究推進ユニットは不正を発生させる要因を把握し、その内容を説明会等で公表する。

- 2 研究推進ユニットは、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者に意見を聴いた後に、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画を策定する。
- 3 研究推進ユニットは、前項の規定により策定した不正防止計画を、本フォーラムのウェブサイト等において公表する。

(監査体制)

第 18 条 研究費の執行の検証及び点検機能をより実効性のあるものとするため、第 16 条第 1 項に規定する監査活動のほか、事務局による監査を実施し、必要に応じて本フォーラムが行う公認会計士による外部監査等を受けるものとする。

(監査結果の公表)

第 19 条 研究費の適正な執行に関する理解を深めるために、前条に規定する監査の結果を広く研究者等に公表する。

第 3 章 不正行為に係る本フォーラムの対応

(不正行為に係る本フォーラムの対応)

第 20 条 不正行為に係る本フォーラムの対応は通報等の受付、調査、認定、是正措置、公表等とする。

(通報等受付窓口の設置)

第 21 条 不正行為への厳格な対応並びに法令違反等に対するけん制及び早期発見のために、不正行為(不正行為となるおそれのある行為を含む。)に関する通報若しくは情報提供又は告発(以下「通報等」という。)を受け付けるため、通報等受付窓口を設ける。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じてその他の通報等受付窓口を置くことができる。

(細則)

第 22 条 前 2 条に規定するもののほか、不正行為に係る本フォーラムの対応について必要な事項は、本フォーラムの公的研究費の使用における不正行為への対応に関する細則の定めるところによる。

第 4 章 補則

(定めのない事項)

第 23 条 この規則に定めのない事項については、最高管理責任者が決定する。

(所管)

第 24 条 この規則は、研究推進ユニットが所管する。

(改廃手続)

第 25 条 この規則の改廃は、最高管理責任者が行う。

附則

1 この規則は、2018年9月28日から施行し、2019年4月1日より適用する。